

『高齢者補聴器購入費用の助成』について

聴力が低下し、会話が困難な高齢者を支援するため、3万円を上限に補聴器の購入費用を助成します。

1. 助成の対象者

下記の要件をすべて満たしている方。

①補聴器購入日時時点で、市内に居住し、住民登録があること

②補聴器購入日時時点で、65歳以上であること

③所得税非課税世帯に属していること

(世帯分離をされていても、同居している方(ご家族等)がいる場合、その方も所得税が非課税である必要があります)

④医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること

⑤聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと

※聴覚障害の身体障害者手帳等をお持ちの方につきましては、障害福祉課(Tel 047-436-2309)までお問い合わせください

次の場合、助成することができません

- ・補聴器購入日の翌日から起算して1年を経過した後に申請された場合
- ・購入されたものが集音器、助聴器など、補聴器以外の場合
- ・過去に市から補聴器の支給及び助成を受けたことがある場合

2. 必要書類

①申請書(第1号様式)

②補聴器の領収書の写し(品目、金額、購入日が確認できるもの)

※領収書の宛名は申請者と同一であること

③船橋市高齢者補聴器購入費用助成請求書

④医師の証明書(提出は後からでも可)

※証明書等の作成料は自己負担となります。つきましては、1～3の書類を先にご提出いただき、審査のうえ、助成対象であることが判明しましたら、高齢者福祉課よりご連絡差し上げますので、その後の提出で構いません。

なお、転入等により、本市で所得税の確認が取れない方につきましては、別途所得税等が確認できる書類をご提出いただく場合がございます。

3. 申請窓口

申請は、市役所高齢者福祉課（郵送可）で受け付けているほか、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・連絡所でもお預かりいたします。

4. 助成額

(1) 購入した補聴器の費用が3万円未満の場合、その補聴器の費用分を助成

【例】補聴器代：1万5千円 → 助成額：1万5千円

(2) 購入した補聴器の費用が3万円以上の場合、3万円を助成

【例】補聴器代：34万円 → 助成額：3万円

5. お振込みまでの流れ

申請書をお預かりしてから、おおむね2週間程で「可否決定通知書」をお送りします。（可否決定通知書には、助成の可否の結果等が記載されています）

審査の結果、助成の対象となった方には、「振込のお知らせ」が同封されておりますので、そちらで振込先、振込日等をご確認ください。

6. その他

聴覚障害の身体障害者手帳等をお持ちの方につきましては、障害福祉課にて補聴器購入費用の助成制度がございます。詳しくは障害福祉課（047-436-2309）まで、お問い合わせください。

お問い合わせ

〒273-8501

船橋市湊町2-10-25

船橋市 高齢者福祉課

電話 047-436-2352

FAX 047-436-2350